

インターネットと人権

～ネットと正しく付き合うために～

- 1 インターネットで守られる権利
- 2 インターネット上の
トラブルや誹謗中傷について
- 3 子供を守るために
保護者ができること

はじめに

和歌山県教育委員会では、保護者の皆さんにさまざまな人権問題について認識を深めていただくため、保護者用学習教材をシリーズで作成しています。

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものと言えます。その一方で、利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。近年、問題となっている誹謗中傷に関することについても、その一つと言えます。

このような現状から、今回は、「インターネットと人権」をテーマとしました。保護者学級やPTA活動、社会教育の研修会など、多くの機会を活用していただき、インターネット上で起こり得る人権侵害についての理解を深め、ルールやモラルを守って利用することの大切さについて、より学びを深めていただくとともに、インターネット上での人権が守られる社会の実現を願っています。

1 インターネットで守られる権利

インターネットの普及により、私たちの生活は格段に便利になっています。情報収集や情報発信をしたり、アプリやSNSを使って世界中のさまざまな人々と交流をしたりしている人も多いのではないのでしょうか。今後もさらなる情報技術の進展が期待される中、インターネットを正しく使うことで、守られる権利がたくさんあります。

例えば…

病気などで学校へ通えなくても、オンラインで授業を受けることができます。



山間部や離島など場所を選ばず、オンラインで診察や服薬指導などを受けることができます。



重度の障害がある方も視線入力などの技術を活用し、eスポーツを楽しむことができます。



災害時に外国人被災者への情報伝達ができたり、家族の居場所が確認できたりします。



自分の意見や表現を、世界中の人に向けて発信することで、さまざまなコミュニティに参加できます。



正しく使えばとても便利なインターネットですが、問題もたくさんあります。使い方やルールを子供と一緒に話し合いながら、インターネットと正しく付き合うためにはどうすれば良いかを考えていきましょう。

2 インターネット上のトラブルや誹謗中傷について



動画教材

へのリンク
(文部科学省HP)

(1) オンラインゲームでのトラブル

オンラインゲームは、年齢や性別、住んでいる地域などを問わず、誰とでもつながって遊ぶことができます。参加者同士で対戦をしたり、参加者と協力をしてプレイしたりするなど、さまざまな楽しみ方があります。音声で会話ができるゲームもあり、その中でも生き残りをかけて戦うバトルロイヤル系ゲームは人気がある一方、お互いに話しながらゲームができるため、熱中するあまりにトラブルになることがあります。

事例

Aさんは同じクラスのBさんとボイスチャットを使いながら、オンラインゲームでチーム戦をした時「下手くそ」「弱すぎ」などと言われた。腹を立てたAさんも思わず「雑魚」「お前のせいで負けた」などと言い返した。

次の日からクラスでのAさんとBさんの関係はギクシャクしたままとなってしまった。

事例のようなトラブルを防ぐためには、どうすれば良いと思いますか？



総務省

「上手にネットと付き合う」

(2) ネットいじめ

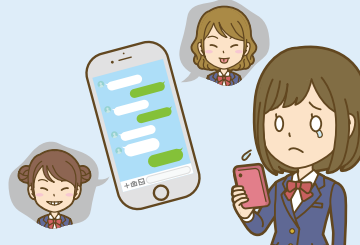
最近^{さいきん}は、インターネット上^{じょう}のいじめを学校^{がっこう}に、また学校^{がっこう}でのいじめをインターネット上^{じょう}に持ち込むことが増えているため、逃げ場^{にげば}が無^なくなる場合があります。また、ネットいじめは外部^{がいぶ}から見^みえにくく、くり返^{かえ}されやすいため、被害者^{ひがいしゃ}と加害者^{かがいしゃ}が頻繁^{ひんぱん}に入れ替^かわる場合があります。さらにインターネット上^{じょう}に文字^{もじ}や動画^{どうが}等^{どう}が残^{のこ}り続けるなど、被害者^{ひがいしゃ}の心^{こころ}に大きな傷^{きず}を残^{のこ}すことになります。

例1



隠^{かく}し撮^とりした画像^{がぞう}や動画^{どうが}に、アプリを使^{つか}って面白^{おもしろ}おかしく加工^{かこう}を加^{くわ}え、それを拡散^{かくさん}する。

例2



グループトーク内^{ない}で特定^{とくてい}の人^{ひと}を無視^{むし}したり、特定^{とくてい}の人^{ひと}を外^{はず}したグループを作^{つく}ったりする。

●お子^こさんと話^{はなし}をしてみましょう

「こんな時^{とき}、あなたならどんなメッセージを送^{おく}りますか？」



Bさんはメッセージの最後^{さいご}に「？」を入^いれ忘れてしまいました。これを受^うけてCさんはBさんを非難^{ひなん}し始^{はじ}めてしまいました…

この流れ^{なが}を変^かえるために、あなたならどんなメッセージを送^{おく}りますか？

グループトークなどは速^{はや}いテンポで会話^{かいわ}が進^{すす}んだり、複数^{ふくすう}の会話^{かいわ}が並行^{へいこう}して飛^とび交^かったりすることがあります。曖昧^{あいまい}なままやりとりをせず、送^{おく}る前^{まえ}に見直^{みな}すことを習慣^{しゅうかん}にしましょう。また、「？」と「！」では意味^{いみ}が真逆^{まぎやく}になることがあります。記号^{きごう}やスタンプ、顔文字^{かおもじ}なども活用^{かつよう}して、気持ち^{きもち}が正^{ただ}しく伝^{つた}わるよう工夫^{くふう}しながらやりとりすることが大切^{たいせつ}です。

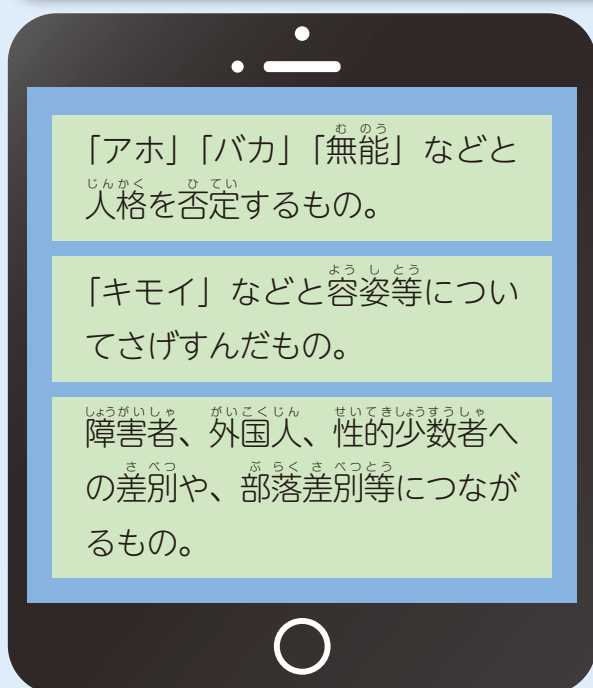
(3)インターネット上の誹謗中傷

インターネット上のやり取りの中では、誰かを傷つけるつもりはなくても、無意識の偏見や思い込みが、言葉や態度に現れ、意図せずに誰かを傷つけることがあります。

最近ではSNSを通して芸能人などの著名な人や、事件や事故の関係者などに対して、人格を否定するような心無い言葉を投げつけるなど、人の尊厳を傷つける行為が深刻化している現状もあります。



こんな書き込みを見たことはありませんか？



これらの書き込みは、侮辱罪などにあたる可能性があります。



対面や実名では言えないのに、匿名だと言えたり攻撃性が増したりすることがあるんだよね。



「プロバイダ責任制限法」により、匿名の書き込みであっても、投稿者の情報をサイト管理者などに開示請求することができます。



リツイートなどの再投稿でも、誹謗中傷に加担したとみなされて、刑事的・民事的な責任を負う可能性があるそうだよ。



刑法231条「侮辱罪」が改正されました。(令和4年7月7日施行)

○侮辱罪 事実を摘示せずに（具体的な事実の指摘なしに）、不特定又は多数の人が認識できる状態で、他人に対する軽蔑の表示を行うこと。（法務省HPより）

侮辱罪の法定刑の引上げ

改正前

(侮辱)
第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**拘留又は科料**に処する。
(30日未満)(1万円未満)

○公訴時効期間は1年(刑事訴訟法第250条2項第7号)

改正後(令和4年7月7日施行)

(侮辱)
第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、**1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料**に処する。

○公訴時効期間は3年(刑事訴訟法第250条2項第6号)

※施行3年後における施行状況の検証が附則に追加

●お子さんと話をしてみましょう



相手が嫌な思いをしないか、考えてからメッセージの書き込みをしているかな？

腹が立った時とか、一時の感情だけで攻撃的な書き込みをしないように気をつけるよ。



他人の悪口や差別的な内容は書き込んではいけません。
普段の生活ではいけない事は、インターネット上でもしないようにしようね。

誹謗中傷の被害に遭ってしまったら

- 該当する投稿のURLやアドレスを控え、画面などを保存する。
- 投稿者に削除を要請する。
- SNSにある「誹謗中傷の禁止」の利用規約に従って、自分で「通報」「報告」などの削除依頼をする。

削除依頼の方法などの

アドバイスが欲しいときはこちら ➡



総務省「違法・有害情報相談センター」

- 専門家に相談する。

・書き込んだ人に賠償などを求めたいとき。

➡ 弁護士または法テラスに相談する。



法テラス

・犯罪など被害に関すること。

➡ 警察に相談する。



都道府県警本部相談窓口

・自分の代わりに削除要請をしてほしいとき。

➡ 法務局・地方法務局に相談する。



法務省「インターネット人権相談受付窓口」

情報と正しく向き合いましょう

インターネット上のサービスの多くは、個人の利用履歴に合わせて、広告やニュース、検索結果の表示が異なる仕組みになっています。これにより、偏った情報に囲まれ、異なる意見に触れられなくなってしまうことがあります。その結果、自分の考えだけに固執したり、自分の周りの情報だけが正しいと信じ込んでしまったりするなどの弊害が出てくる場合があります。表示される情報だけで判断せず、自分と違う意見に耳を傾けるなど、情報についてさまざまな角度から考えることが大切です。

●フィルターバブル

自分の好みや、見たい情報以外が自動的ににはじかれてしまうこと。

●エコーチェンバー

自分の周りに似たような考え方の人がばかりが集まってしまうこと。

インターネットを利用した犯罪の被害に遭うことも…

れい
例1



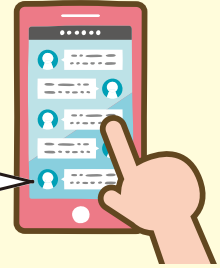
メッセージをくれた人と友達になり、写真を送り合う中で、言葉巧みに誘導され、軽い気持ちで自分の写真を送った。

れい
例2



SNSで知り合った同じ年の人に「公園で2人で会おう」と誘われ会いに行っていたが、待ち合わせの場所にいたのは大人の人で、車で連れ去られた。

れい
例3



秘密を拡散されたくなければ、言うことを聞け！

SNSで知り合った人に、自分の悩みや秘密を打ち明けていたら、それをネタに脅されるようになった。

自分の裸の写真を撮って送信させられるケースが近年増加しています！

- 被害に遭うのは女の子だけではありません。男の子も被害に遭っています。
- 写真や動画を一度でも送ってしまうと、それをネタにさらにひどい被害を受けることもあります。

インターネット上で知り合った相手と実際に会うと深刻な被害に遭うことも！

- 不審者は、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で、会う約束をするなどして、犯罪を行うことがあります。誘拐や殺人へつながった事例もあります。

●お子さんと話をしてみましょう



一度インターネットに載せた写真は、世界中に拡散されることもあるから、消すのは難しいんだよね。

そうだね。だから、たとえ友達でも、自分のプライベートゾーンが写っている写真は送らないでね。



分かったよ。でも自分の名前や住所が分からない普通の写真ならインターネットに載せても大丈夫だよ！

写真からも個人情報や位置情報が分かってしまうこともあるよ。本当にその写真を載せてもいいか、送る前によく考えようね。



3

子供を守るために保護者ができること(ペアレンタルコントロール)

ペアレンタルコントロールとは、保護者が子供の安全のためにインターネット環境を整える事を言います。例えば個別に利用を許可するカスタマイズや長時間利用を防ぐ時間設定、保護者がゲームを管理する機能などがあります。

(1) フィルタリングをしていますか？

- フィルタリングとは有害な情報や、見た目では分かりづらい悪意のある仕掛けがあるサイトなどへのアクセスを防いでくれる機能です。
- 販売店に「フィルタリングを使えるようにしたい」と伝えれば設定してもらえます。
- 大人が利用する際は、フィルタリングの設定は簡単にオン・オフを切り替えられます。

携帯電話会社とその販売代理店には、原則として18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定を行うことが義務とされています。

(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」平成21年施行/平成30年改正法施行)

(2) 購入・導入の際に対象年齢を確認していますか？

アプリやゲームソフトに表示されている「〇〇歳以上」という対象年齢を表すレーティングマークを確認しましょう。内容が子供の年齢に見合ったものかどうか、保護者が判断することが大切です。

- 多くのSNSにおける年齢制限は13歳未満となっています。
- アプリにも市販のソフトにも、すべてのゲームに対象年齢があります。
- オンラインゲームのうち、チームで戦うものなどは、対象年齢に達していても不向きなタイプの子供がいます。学校や保護者同士でも「こんな危険があるかも？」などの情報を共有しましょう。

●お子さんと話をしてみましょう



インターネットを使う時にはルールが必要だね。

ルールが必要なのは分かるけど、大人だけでルールを決めるのではなく、私たちの意見や考えも聞いてほしいな。



そうだね。インターネットを楽しむ、正しく使うためには、どんなルールがどうしても必要なかを、一緒に話し合っていて考えていこうね。



一緒に決めたことは守らないとね！



今後、インターネットと正しく付き合うために、どのようなことに気をつけますか？



文部科学省

「話し合っていますか？
家庭のルール」

和歌山県内の相談窓口

名 称	問い合わせ先	相談時間
わかやまネットトラブル相談窓口		月曜日～金曜日 15:00～19:00 (祝日・年末年始を除く。)
人権ホットライン ((公財) 和歌山県人権啓発センター)	TEL:073-421-7830 FAX:073-435-5421	月曜日～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く。)
法務局 常設相談所 全国統一番号	TEL:0570-003-110	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く。)
和歌山県 企画部 人権局 人権政策課	TEL:073-441-2563 FAX:073-433-4540	月曜日～金曜日 9:00～17:45 (祝日・年末年始を除く。)
海草振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:073-441-3344 FAX:073-423-9269	
那賀振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0736-61-0006 FAX:0736-61-0007	
伊都振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0736-33-4900 FAX:0736-33-4916	
有田振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0737-64-1257 FAX:0737-64-1256	
日高振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0738-24-2936 FAX:0738-24-2906	
西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0739-26-7909 FAX:0739-26-7962	
東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	TEL:0735-21-9650 FAX:0735-21-9636	

いじめや不登校についての相談

子供SOSダイヤル (和歌山県教育委員会)	TEL:073-422-9961	24時間対応
教育相談電話 (和歌山県教育委員会)	TEL:073-422-7000 (和歌山市) 0739-23-1988 (田辺市)	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く。)

作成協力

原 克彦

目白大学教授

沖本 易子

松原・沖本法律事務所弁護士

坂井 雅彦

青少年・男女共同参画課

お問い合わせ

和歌山県教育庁 教育総務局 人権教育推進課

和歌山市小松原通一丁目1 TEL:073-441-3719 FAX:073-425-6450

※これまで発行してきた人権学習パンフレット(本パンフレットを含む。)の内容などを
県教育委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。



令和5(2023)年3月



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



環境に優しい植物油インキを使用しています。